

蒲郡市環境物品調達方針

第1 目的

本方針は、環境物品の調達を総合的かつ計画的に推進することにより、蒲郡市が行う全ての事務・事業に伴い生じる環境への負荷を削減し、持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とする。

第2 定義

この方針において「環境物品」とは、環境への負荷の低減に資する原材料又は製品を利用し、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少なく、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する物品をいう。

第3 配慮事項

環境物品の調達に当たって配慮されるべき事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生態系や人の健康に害悪を与えるおそれのある物質を使用しない、又は使用量を削減していること。
- (2) 少ない資源やエネルギーで製造され、又、使用中の資源エネルギー消費量が少ないこと。
- (3) 修理や部品交換が容易で、長期間保守や修理を必要としないこと。
- (4) そのままの形状で同じ用途に繰り返し使用できるよう設計され、又、容易に利用できる回収・リサイクルシステムがある物品であること。
- (5) リサイクルしやすい素材を使っている、又は素材毎に分離・分解・分別が容易な設計がされていること。
- (6) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

第4 判断の基準等

- (1) 環境物品の調達に努める品目及びその判断基準は別表のとおりとする。
 - (2) 契約検査課長及び環境清掃課長は、環境物品の調達の推進に必要な情報を収集し、各課への情報提供に努めるものとする。
 - (3) 環境保全推進員は、所属職員に対し、前各号による情報の周知を図るものとする。
- 2 契約検査課長及び環境清掃課長は、別表に定める品目及び判断基準に関し、必要に応じ改めるものとする。

第5 実践状況の把握

環境保全推進員は、環境物品の調達の取組状況を把握するとともに、環境清掃課長等が実践状況の報告を求めたときは速やかに回答するものとする。

附 則

平成13年5月2日 施行
令和4年2月21日 改定

別表 環境物品の調達に努める品目別の判断基準

分類	品目	判断の基準
紙類	コピー用紙 フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ コピー用紙は、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 ○ フォーム用紙は、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 ○ 表面塗工の度合いが少ないこと。 ○ リサイクルしにくい加工がないこと。
	印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙配合率 70%以上であること。 ○ 非塗工印刷用紙は、白色度 70%程度以下であること。 ○ 表面塗工の度合いが少ないこと。 ○ リサイクルしにくい加工がないこと。
	トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙配合率 100%であること。 ○ 白色度が低いこと。 ○ 芯なしタイプであること。 ○ シングル巻きであること。
	納入印刷物	○印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。
文具類（共通）		<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック素材には、再生プラスチックが使用されていること。 ○ 木質素材には、間伐材などの木材が使用されていること。 ○ 紙素材の古紙配合率は 50%以上であること。 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように分離・分別の工夫がなされていること。 ○ 消耗品が交換・補充できること。 ○ リサイクルしにくい加工がないこと。
事務用品類	机 いす 棚 収納用什器 ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ・プラスチック素材には、再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されている。 ・木質素材には、間伐材などの木材が使用されている。また、材料からのホルムアルデヒドの放出量は 1.5mg/l以下である。 ・紙素材の古紙配合率は 50%以上である。 ○ リサイクル設計がなされていること。
OA 機器	コンピュータ ディスプレイ プリンタ プリンタ/FAX 兼用機、FAX 複写機 スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際エネルギースターマーク付きであること。 ○ リサイクル設計がなされていること。 ○ トナーカートリッジは回収・リサイクルされること。
家電製品	エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 テレビ受像機	○省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上の製品であること。
照明	LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○ 省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。
	LED 照明器具 (電球形状のランプ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射系タイプの場合は、30,000 時間以上であること。 ○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○ 省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。
	蛍光灯照明器具	○高周波点灯専用型 (Hf) であること、又は、省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。
繊維製品	制服 作業服 作業用手袋 カーテン カーペット 毛布	○ 再生 PET 樹脂(PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。
自動車		<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかであること。 ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車） ・低燃費車（「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年 3 月 13 日運輸省告示第 103 号）」の基準に適合し、かつ、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 2 号）」又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 3 号）」を満たす自動車）

設備	太陽光発電システム 太陽熱利用システム エネルギー管理システム		<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電システム 商用電源の代替として太陽電池モジュールを使用した太陽光発電システムであること。 ○ 太陽熱利用システム 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして太陽エネルギーを利用したシステムであること。 ○ エネルギー管理システム 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。
公共工事	資材	再生木質ボード タイル 混合セメント コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材 小径丸太材	○「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 13 年環境省告示第 11 号）」に沿ったものであること。
	建設機械		